

## 第2回 三重県ジュニアゴルフ育成大会

開催日 2023年 8月23日(日)

開催コース 中日カントリークラブ

主 催 三重県ゴルフ連盟体協委員会

主 管 三重県高等学校中学校ゴルフ連盟

### 競技の条件(追加)

1. ゴルフ規則 日本ゴルフ協会ゴルフ規則と日本高等学校ゴルフ連盟規則及びこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、全ての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 競技の成立 本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。
4. 参加の取り消し 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことがある。
5. 行動規範 プレーヤーはエチケット違反、または非行があった場合には制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則1.2aに基づいて失格とする場合がある。

下記に参照するローカルルールの全文については 2023年1月発行の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」を参照すること  
([www.jga.or.jp](http://www.jga.or.jp)で閲覧可)別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルール違反の罰は一般的の罰(2罰打)

### ローカルルール

#### 1. アウトオブバウンズ(規則1.8)

- (a) アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (b) 各ホール相互間においてアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールに止まった球はアウトオブバウンズとする。  
アウトオブバウンズに止まつたり、そのアウトオブバウンズを越えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まつたとしてもアウトオブバウンズである。

#### 2. ペナルティエリア(規則1.7)杭と線が併用されている場合は、線がその限界を表示する。

#### 3. 異常なコース状態・動かせない障害物(規則1.6)

- (a) 修理地 修理地は、白線をもってその境界を標示する。
  - 1) 張芝の継ぎ目：ローカルルールひな型F-7を適用する。
  - 2) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤードージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則16.1に基づく救済を受けることができる。ヤードージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。

#### (b) 動かせない障害物

- 1) 白線の区域と動かせない障害物がつなげられている場合、一つの異常なコース状態として扱われる。
- 2) 動かせない障害物に囲まれている庭園区域とその中で生長しているすべての物は、一つの異常なコース状態として扱われる。
- 3) ウッドチップやマルチ(木屑)などを表面に敷いた道路や通路。ウッドチップやマルチ(木屑)などの個体はルースインペディメントである。
- 4) U字排水溝はジェネラルエリアの一部として扱われ、ペナルティーエリアではない(例外:ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にあるU字排水溝)。
- 5) 人工の表面をもつ道路に隣接しているU字排水溝はその道路の一部として扱う。

#### 4. 不可分な物(規則8.1a) 次の物は不可分な物であり、罰なしの救済は認められない。

- a) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物、その他の物
- b) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やパイリング(枕木等の構築物)

5. クラブと球 このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格

- (a) 適合ドライバー・ヘッドリスト・ローカルルールひな型 G-1 を適用する。
- (b) 溝とパンチマークの仕様・ローカルルールひな型 G-2 を適用する。
- (c) 適合球リスト・ローカルルールひな型 G-3 を適用する。
- (d) パターを除き 46 インチの長さを超えるクラブを使ってはならない。

6. 険悪な気象状況にやるプレーの中止(規則 5.7)

次の信号がプレーの中止と再開に使われる

**即時中断—1回の長いサイレン** 中止一大会役員によって伝える

プレーの再開—2回の連続する短いサイレンまたは大会役員によって伝える

注意：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合。全ての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を辞めるように勧告し、それでも練習を辞めない場合には失格となることがある。

7. 練習(規則 5)

- (a) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間、ローカルルールひな型 I-1.2 を適用し、規則 5.2b は次の通り修正される:ラウンド前やラウンドとラウンドの間に、プレーヤーは競技コースで練習してはならない。規則 5.2 の違反の罰: 規則 5.2 の罰則規定を参照。例外:プレーヤーは競技日に練習用に用意されているコース内のすべての練習区域を練習の為に使うことができる。
- (b) 終了したばかりのパッティンググリーン上やその近くで練習する事を禁止するローカルルールひな型 I-2 を適用し、規則 5.5b は次の通り修正される:2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。
  - ・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
  - ・終了したパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

7. キャディー

ゴルフバッグをカートで運搬することができる。それを運転する者は委員会が指定し規則 10.3 で規定するキャディーとみなす。

8. 最大スコアをダブルパーとする。 本競技において、プレーヤーは、各ホールにおいて規定打数(パー)の2倍の打数を打った時点で、ホールアウトしていない場合、球を拾い上げて、スコアをダブルパーとする。

9. スコアカードの提出 プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されることになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならず、そしてすぐに戻らなければならない。

10. 競技の結果—競技の終了 競技委員長の成績発表をもって終了とする。

**注 意 事 項**

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のある時はスタートティングホールのティーイングエリア付近に掲示して告示する。
2. 使用するティーマークは、高校中学男子白マーク、高校中学女子赤マーク、小学生黄マークとする。
3. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意すること。  
プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティーを与えることがある。
4. スタート前練習は指定された場所を利用すること。打球練習は1人1コイン(30球)とする。保護者の練習場への立入は禁止する。
5. コース内では緊急時以外は携帯電話の使用を禁止とする。(電源は必ず切っておくこと) ※緊急連絡先(高森)090-1623-6177
6. 競技委員・選手以外はコース内に入ることはできない。  
ギャラリーの観戦はスタートティングホールのティーイングエリア付近・最終ホールのグリーン付近のみ可能とする。  
クラブハウス立ち入りを含め、ゴルフ場のドレスコードを守ること。

競技委員長